

令和8年1月1日から「下請法」が「取適法」に変わりました

令和7年5月に公布された「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」により、「下請代金支払遅延等防止法」（通称：下請法）は、規制が強化された「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（通称：取適法）として、令和8年1月1日に施行されました。

法の目的 受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護を目的としています。

適用対象 適用対象を、取引の内容と、資本金基準又は従業員基準から定めています。

取引の内容

製造委託 修理委託 情報成果物作成委託 役務提供委託 特定運送委託

Point

- ✓ 木材（原木、製品、プレカット材等）の取引が取適法の対象となるには、取引内容が「製造委託」等に該当する必要があります。※対象となるか迷う場合は、まずは公正取引委員会にご相談ください。
- ✓ 製造委託とは、物品等の規格・品質・性能・形状などを指定して製造（加工を含む）を依頼することであり、請負であるか、売買であるかといった契約上の形態は問いません。



資本金基準 又は 従業員基準 (製造委託の場合)	委託 事業者	資本金3億円超	中小受託 事業者	資本金3億円以下(個人含む)
		資本金1千万円超3億円以下		資本金1千万円以下(個人含む)
		常時使用する従業員300人超		常時使用する従業員300人以下(個人含む)

義務・禁止事項 委託事業者に対し、4つの義務と11の禁止事項を定めています。

義務	発注内容等の明示義務	禁止 事項	受領拒否	返品	有償支給原材料等の早期決済
	書類等の作成・保存義務		支払遅延	買いたたき	不当な経済上の利益提供要請
	支払期日を定める義務		手形払等を含む	購入・利用強制	不当な給付内容の変更・やり直し
	遅延利息の支払義務		減額	報復措置	協議に応じない一方的な代金決定

取適法の適用対象とならない取引であっても、独占禁止法の対象となる可能性があります。これらの法の趣旨に即して、適正な取引を行っていただくようお願いします。

取適法の詳細は
こちらから

公正取引委員会 取適法特設サイト
https://www.iftc.go.jp/toriteki_2025/



お問い合わせ先はこちら

【林業・木材産業における適正取引推進ガイドラインに関すること】
林野庁 木材産業課（流通班） Tel：03-6644-2290

【独占禁止法、取適法に関すること】
公正取引委員会 企業取引課 Tel：03-3581-3375

林業・木材産業における 適正取引の推進

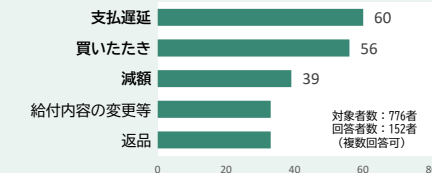
その取引、適正ですか？

木材取引の現状

林野庁が実施したアンケート結果から、木材の取引において、価格転嫁を阻害する商慣習が一部に存在していることが分かりました。

木材を持続的・安定的に供給していくためには、サプライチェーンの各段階における価格転嫁・取引適正化を進めていく必要があります。

発注者から不利益を与えられたとされる事例



※林野庁「価格転嫁・取引適正化に関する実態調査 調査結果」(R7.9)
回答件数の上位5項目を掲載

- ✓ アンケート回答者の2割が不当に不利益を与えられた経験
- ✓ 事例としては、**支払遅延が60件**と最も多く、次いで**買いたたきが56件**、**減額が39件**

取引適正化に向けて

自ら進んで法令を遵守した取引ルールに改善する率先垂範の姿勢が必要です



発注者

受注者

法令を遵守した取引ルールを理解した上で、不適正な要求に対しては、毅然とした態度で臨むことが、取引慣行の改善のための第一歩です

事業者のみなさまへ

独占禁止法や取適法を遵守した取引ルールへの理解を深めていただくため、「**林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン**」を策定しました。
発注者、受注者それぞれの立場から、本ガイドラインを活用ください。

林野庁

木材の価格転嫁・取引適正化に向けて 林業・木材産業における適正ガイドラインを策定しました

木材の取引では、事業者は、流通の段階に応じて発注者、受注者のどちらにもなり得るため、それぞれの立場で適正取引に向けた取組を行うことが重要です。

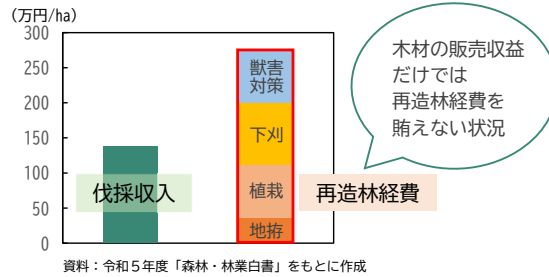
ガイドライン策定の背景

林業・木材産業においては、各種コストの上昇が続く一方、木材需要の減小等により、再造林経費を含む必要なコストを価格に転嫁しにくい状況にあります。

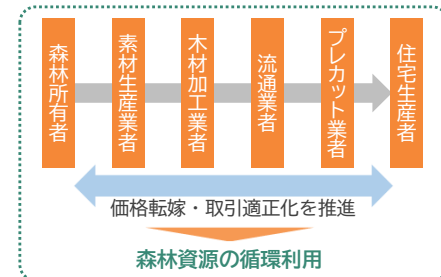
また、林野庁が実施したアンケートにおいて、木材取引において、価格転嫁を阻害する商慣習が一部に存在することが明らかになりました。

こうした状況を踏まえ、サプライチェーンの各段階における価格転嫁・取引適正化に向けて、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」を策定しました。

◆ 森林所有者における林業経営のコスト構造



◆ 持続的な木材供給に向けて目指すべき姿



ガイドラインの構成

1章	適正取引推進ガイドラインの概要について	ガイドライン策定の背景（林業・木材産業における適正取引推進の必要性など）や目的などを掲載
2章	適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について	取引の各段階別に類似の取引事例を13項目に分類し、問題となり得る事例や望ましい取引の在り方等を掲載 P.3に一部を紹介
3章	望ましい取引形態に向けた取組	発注者、受注者として、望ましい取引形態の確立に向けた基本的な考え方を掲載

基本的な考え方

- | | |
|-----|--|
| 発注者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 値上げを伴わずに要件以上の品質・性能等の要求を行わない ● 木材の見た目を理由とした不当な要求を行わない など |
| 受注者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 発注者に対して積極的に価格交渉を行う ● 再造林経費も含めた生産コスト等に比して著しく低い価格での販売を行わない など |

ガイドラインの詳細はこちら

林野庁HP（林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン）
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/rinyahp/251118.html>



ガイドラインから取引で問題となり得る事例を紹介します

ガイドラインでは、取引の段階別に類似の事例を分類し、問題となり得る事例や関連法規の留意点（独占禁止法や取適法）、望ましい取引の在り方等を整理しました。ここでは、ガイドラインに掲載した事例の一部を抜粋して紹介します。詳細はガイドラインをご参照ください。

見積り・受注

Case.1 一方的な取引価格の決定

× 問題となり得る事例

コスト上昇分を取引価格に転嫁するため、発注者に価格交渉を申し入れたが、一方的に従前の価格での取引を行うことが決められた。

取適法違反の恐れ

協議に応じない一方的な代金決定 など

○ 望ましい取引の在り方

経費動向などを踏まえた明確な算出根拠に基づいて、受注者と発注者が十分に協議を行い、合理的な取引価格を設定することが望ましい。

Case.2 著しく低い価格による取引

× 問題となり得る事例

品質・ロットの異なる他社との取引事例を引き合いに出されて値引き要求を受け、今後の取引を考慮して応じざるを得なかった。

取適法違反の恐れ

買ったとき など

○ 望ましい取引の在り方

取引金額の根拠を発注者に確認するとともに、品質や原価等の条件を加味しながら、明確な算出根拠に基づいて合理的な取引価格を設定することが望ましい。

Case.3 協礼金、協賛金等の負担

× 問題となり得る事例

受注者に直接の利益がないにもかかわらず、経費の使途等の明示がないまま、安全協力費として販売金額の〇%相当額を徴収された。

取適法違反の恐れ

不当な経済上の利益の提供要請 など

○ 望ましい取引の在り方

協賛金等の負担に当たっては、受注製品等の販売促進に繋がるものとして、双方で十分な協議の下に合意がなされ、算出根拠や使途等が明確になっている必要がある。

Case.4 振込手数料の負担

× 問題となり得る事例

委託代金の支払い当たり、発注者から、支払金額から振込手数料分を差し引いた額が振り込まれた。

取適法違反の恐れ

製造委託等代金の減額

○ 望ましい取引の在り方

受注に当たっては、振込手数料は発注者が負担することを確認しておくことが望ましい。取適法対象取引では、合意の有無にかかわらず、振込手数料は発注者が負担する必要がある。

納品・支払

Case.5 配送費用の負担

× 問題となり得る事例

受注品の納入に当たり、自社トラックにより配送したにもかかわらず、「配送はサービス」との認識のもと、支払を拒否された。

取適法違反の恐れ

不当な経済上の利益の提供要請 など

○ 望ましい取引の在り方

配送に当たっては、1回の発送量や運搬形態、積卸し等の作業分担などを双方合意の上、取り決めておくとともに、双方で十分に協議を行い、合理的な配送経費を設定することが望ましい。

Case.6 支払期間の長期化

× 問題となり得る事例

受注製品の納品から60日を超えた後に、発注者から、振込みにより受注金額の支払が行われた。

取適法違反の恐れ

支払遅延

○ 望ましい取引の在り方

双方合意の上、60日を超えない範囲で出来る限り短い期間内に支払期日を定める。取適法の対象取引における支払いについては、手形以外の方法とする必要がある。